



## 東京労働局 品川労働基準監督署 澤田健一郎

私が労働基準監督官という仕事を知ったのは、大学のゼミで外国人技能実習生が法定に満たない労働条件で働く事例を知ったことがきっかけでした。同事例は、技能実習生が労働基準監督署に助けを求め、それに基づき労働基準監督官が立入調査を行った上で、残業代や最低賃金等の違反を是正させたというものでした。

私はもともと、専門的な分野において法違反を取り締まる仕事がしたいと考えていましたので、この仕事が自分に合っていると思い、監督官を目指すようになりました。

私はA試験を受けたのですが、受験勉強を始めたのは、試験の1年半前でした。公務員試験の参考書にはさまざまなものがありますが、私は多くの参考書に手を出さず、同じ参考書を繰り返し解いていました。

また、公務員試験の科目は多岐にわたりますので、曜日ごとに勉強する科目を決めて偏りなく勉強するよう努めました。

現在、私は電話や窓口での相談に対応をしたり、会社に予告なく立ち入って労働基準関係法令に係る指導を行ったり、労働災害が発生したときに現場に行って災害発生の経緯や原因等の調査を行ったりしています。また、最低賃金法違反の事件検査も行っています。

監督官は1年間の研修期間を経て、ようやく1人で事案を担当させてもらえるようになります。初めの頃は、「法違反を是正させる」という認識を強く持ちすぎていたのか、指導の際、社長や会社の担当者に強い言い方をして、お互いに感情的になってしまったことがあります。

まだ決して多いとは言えませんが、さまざまな経験を積むにつれ、私はただ法律に基づいて指導をするだけではなく、相手とうまくコミュニケーションをとりながら指導する方が、結果として違反も是正され、会社側からも信頼されるということに気がつきました。

残業代未払など、金銭的な話であれば、特に重要です。違反を是正してもらうためには、コミュニケーションを図り、相手の言い分もしっかり受け止めた上で粘り強く説得し、会社の理解を得るように努めています。

先日、ある労働者の賃金不払の相談を契機に調査に行きました。当初、会社の役員は「監督署の指導でも従いませんよ」と主張していましたが、私が粘り強く説得したところ、無事に支払がなされた事案がありました。自らの説得で会社側が考えを改め、違反を是正したときの達成感は、今後の自信になりますし、事案が解決した際に労働者から感謝されたときは、この仕事のやりがいを感じます。

これを読んで、少しでも労働基準監督官の仕事に興味を持っていただければ幸いです。正義感を持っている方、人と接することが好きな方、私たちと一緒に働きませんか。



# 福島労働局 いわき労働基準監督署 谷脇史章

私は、国民の皆さんからの声を直接聴き、法を施行する仕事がしたいと考えていたこと、社会の基盤となっている多様な労働の現場に関心があったことが理由で、労働基準監督官採用試験を受験し、現在、労働基準監督官として働いています。

監督官の主な業務の中に、事業場に対する監督指導があります。

監督指導とは、監督官が事業場を訪問して労務管理の状況等について調査し、法違反や、改善が必要な事項について是正や改善を求める行政指導を行い、その是正状況を報告してもらうというものです。この行政指導は、対象事業場に所属する労働者の労働条件に直接影響を及ぼすものであり、時には、会社全体や、グループ会社にまで影響するものですので、指導に当たっては、やりがいとともに責任を感じます。

是正を求める内容によっては、事業主の理解が得られてすぐに是正されるものもあれば、時間がかかるものもあります。会社の状況はそれぞれ異なりますし、対応いただく会社の担当者もさまざまですから、是正までの道のりは、100社あれば、100通りの方法があるのです。そういう中で、私は、相手の方に理解してもらえるよう、話の内容や順番を考えながら、やり取りをするよう心がけています。自分が考えた方法で理解を得られたときには大変やりがいを感じます。



監督官が扱う法律の中に労働安全衛生法という法律がありますが、この法律や関係省令の条文の中には、過去の労働災害の実例から、同種の災害を防止するために整備されたものがたくさんあります。理由もなく規制するために整備されたものではないのです。法違反が原因で重大な事故が起こった場合、事業者は刑事的にも、社会的にも、民事的にも責任を問われる可能性がありますから、法令を遵守しないことは、実は事業主にとって大きなリスクなのだと思います。逆に、法令を上回る職場環境を整えることは労働者のやる気にもつながりますし、労使双方にとって利益があるはずです。私は、監督官の仕事を通じて、労使双方にとってより良い職場環境を作っていくお手伝いをしていきたいと考えています。

最後に、受験者の皆さん（私はB試験で受験しましたので、特にB試験の方）に私の受験勉強方法を紹介します。記述試験については、専門の勉強に多くの時間を費やしました。教養試験は範囲が広いので、網羅するのは厳しいと思い、ポイントを絞って勉強しました。面接試験では、監督官になりたいと思った理由など、面接官に聞かれたことに対する自分の考えを正直に話しました。先ほど話したとおり、監督官になれば、相手に理解してもらえるような話し方が求められます。面接試験で自分の考えを完璧に相手に伝えることは難しいと思いますが、正直に自分の考えを一生懸命伝えようとすることが重要だと思います。

B試験の方は、実際に任官してから法律と初めて向き合うという人が多いのではないかと思います。心配される方がいらっしゃるかもしれません、任官から1年間、労働大学校や配属された職場で研修・実地訓練を受けるので、大丈夫ですよ。

